

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には当たる)

告

示

鳥取県告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、及び変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設及び変更並びに字の区域の廃止は、昭和五十八年二月一日からその効力を生ずる。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

◆告示
◆選管告示
◆教委告示

町の区域の新設等
町等の区域の変更
保険医等の登録
家畜伝染病の発生
土地改良区の役員の住所の変更
入会林野整備計画の適否の決定
保安林の指定予定
保安林の指定の解除予定（三件）
土地収用法による事業の認定
開発行為に関する工事の完了（二件）
都市計画事業の事業計画の変更の認可
選舉管理委員会の招集
教育委員会の招集

清水町字下新林	外江町字下新林の全域			
清水町字上新林	外江町字上新林の全域	清水町字上法正原	清水町字於曾池	原
	外江町字上法正原の全域	清水町字上法正原	清水町字於曾池	原
	外江町字上新林の全域	清水町字上新林	清水町字上法正原	原

（新たに画する町及び字の名称）
同上の区域（昭和五十七年十一月一日現在の地番による。）

清水町字中法正	外江町字中法正原の全域
清水町字西法正	外江町字西法正原の全域
原前	外江町字大杖の全域
清水町字大杖	外江町字三軒屋灘の全域
清水町字三軒屋	外江町字矢尻川東の全域
清水町字矢尻川	外江町字三軒屋前の全域
東前	外江町字三軒屋の全域
清水町字三軒屋	外江町字上川底の全域
芝町字下川底	外江町字下川底の全域
芝町字下横枕	外江町字下横枕の全域
芝町字上横枕	外江町字上横枕の全域
芝町字上川底	外江町字上川底の全域
芝町字大坪	外江町字大坪の全域
芝町字上芝	外江町字上芝の全域
芝町字下芝	外江町字下芝の全域
芝町字知路里	外江町字知路里の全域
芝町字下大曾根	外江町字下大曾根の全域
芝町字上大曾根	外江町字上大曾根の全域
芝町字下水田東	外江町字下水田東の全域
芝町字上水田東	外江町字上水田東の全域
芝町字下野山	外江町字下野山一三六三の一から一三六三の四まで、一三六四の一から一三六四の四まで、一三六八の一から一三六八の四まで、一三六九から一三七一まで、一三八〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一三七八及び一三七九と一体をなす国有地の一部
芝町字上水田西	外江町字上水田西一主八一から一三八六まで、一三九六から一三九九まで、一三九九の一、一四〇〇から一四〇三
芝町字兵田地	外江町字兵田地の全域

芝町字下野山	外江町字下野山一三六三の一から一三六三の四まで、一三六四の一から一三六四の四まで、一三六八の一から一三六八の四まで、一三六九から一三七一まで、一三八〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一三七八及び一三七九と一体をなす国有地の一部
芝町字上水田西	外江町字上水田西一主八一から一三八六まで、一三九六から一三九九まで、一三九九の一、一四〇〇から一四〇三
芝町字兵田地	外江町字兵田地の全域

		まで、一四一四、一四一五及びこれらと一体をなす国有地
芝町字下水田西	有地	外江町字下水田西一四一六から一四一八まで、一四二五から一四二七まで、一四二九から一四三三まで、一四四〇から一四五六まで、一四五、一四五、一四五の一、一四五二の二、一四五三から一四五六まで及びこれらと一体をなす国
芝町字寺田外堀	有地	外江町字寺田外堀一四六二の一、一四六二の二、一四六三、一四六三の一、一四六四、一四六四の一、一四六五、一四六五の一、一四六九、一四六九の一、一四六九の二、一四七〇、一四七〇の一、一四七一、一四七一の一、一四七二から一四七四まで、一四八五から一四九一まで、一四九の一、一四九二から一四九六まで、一五〇五、一五〇六、一五〇七の一、一五〇七の二、一五〇八から一五一三まで及びこれらと一体をなす国有地
芝町字中外堀	有地	外江町字中外堀一五二五の一から一五二五の四まで、一五二六、一五二七の一、一五二七の二、一五二八、一五二九の一、一五二九の二、一五三〇、一五三一の一から一五三一の六まで、一五三一の一、一五三一の二及びこれらと一体をなす国有地
芝町字下江外堀	有地	外江町字下江外堀の全域
外江町字下野山	同上の区域（昭和五十七年十一月一日現在の地番による。）	外江町字下野山のうち一三六三の一から一三六三の四まで、一三六四の一から一三六四の四まで、一三六八の一から一三六八の四まで、一三六九から一三七一まで、一三八〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一三七八、一三七

廃止する字の名	外江町字寺田外堀	西江町字下水田	西江町字上水田	九と一体をなす国有地の一部以外の区域
外江町字於曾池、外江町字上法正原、外江町字法正原、外江町字上新林、外江町字下新林、外江町字中法正原、外江町字西法正原、外江町字大村、外江町字三軒屋灘、外江町字矢尻川東、外江町字三軒屋前、外江町字勝負所、外江	外江町字寺田外堀のうち一五二五の一から一五二五の四まで、一五二六、一五二七の一、一五二七の二、一五二八、一五二九の一、一五二九の二、一五三〇、一五三一の一から一五三一の六まで、一五三一の一、一五三一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	外江町字下水田西のうち一三八一から一三八六まで、一三九六から一三九九まで、一三九九の一、一四〇〇から一四〇三まで、一四一四、一四一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	外江町字上水田西のうち一三八一から一三八六まで、一三九六から一三九九まで、一三九九の一、一四〇〇から一四〇三まで、一四一四、一四一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	外江町字上水田西のうち一三八一から一三八六まで、一三九六から一三九九まで、一三九九の一、一四〇〇から一四〇三まで、一四一四、一四一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

高松町字大山	高松町字大山のうち八八六の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
誠道町	誠道町の全域、高松町字大山八八六の一及びこれと一体をなす国有地並びに竹内町字廣廻二〇六一及びこれと一体をなす国有地
高松町字大山	同上の区域（昭和五十七年十一月一日現在の地番による。）

鳥取県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、昭和五十八年二月一日からその効力を生ずる。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

町区域を変更する
及び字の名称

町字下勝負所、外江町字上松 外江町字東中曾根、外江町字西中曾根、外江町字芝前、外江町字下松、外江町字芝荒
神東、外江町字下芝、外江町字兵田地、外江町字上横枕、外江町字下横枕、外江町字下川底、外江町字上川底、外江町字大坪、外江町字上芝、外江町字知路里、外江町字下大曾根、外江町字上大曾根、外江町字下水田東、外江町字上水田東、外江町字薬師堂道及び外江町字下外堀

鳥取県告示第四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
絹川由美子	鳥薬第五〇八号	昭和五十七年十二月十七日

前田孝弘	水沢清昭	野坂仁愛
鳥医第二、八六四号	鳥医第二、八六三号	鳥医第二、八六二号
"	"	昭和五十七年十二月二十日

竹内町字廣廻

竹内町字廣廻のうち二〇六一及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）第十三条第四項の

規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

家畜の伝染病の種類	種家畜の区分	頭数	発生年月日	発生場所	飼養場所
結核病	牛	患畜	一	昭和五十八年一月十八日	米子市祇園町二丁目二五〇
					島根県安来市赤江町住吉一二四一

鳥取県告示第四十三号
東伯郡東伯町大字三本杉一〇五四 三本杉入会林野整備組合組合長杉本俊明から申請のあつた三本杉入会林野整備計画については、昭和五十八年一月六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

三本杉入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年一月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

理事	篠 村 益 雄
変更前	西伯郡岸本町大殿五六三
変更後	西伯郡岸本町大殿六七一

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字高平二〇三八、字大芦谷二五六、二五一
 七の一、二五一八の一、字長渡瀬ノ山三二八三の一、字宮地谷三四一
 七、三四三〇の四、三四三七の六、字上エノ山三四九三、三四九五、
 三四九六、字ツヘガ道三五五三の一、字岩ヶ道三五七五、三五八三か
 ら三五八五まで、大字南方字家之奥一五八八、一五九五、大字福原字
 糜見大途五一五、五一六、五一七の一、五一七の二、五一八

二 指定の目的

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 日野郡江府町大字御机字木谷八三八の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

鳥取県告示第四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字湯ノ奥一三九一の八、一三九一の九、一三

九二の一、一三九二の二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字木谷八三八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町

鳥取県告示第四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十九号

一 起業者の名称

八東町

二 事業の種類

八東町民体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡八東町大字安井宿字鳥帽子岩及び字穴田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八東町役場

鳥取県告示第四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十五日

愛知県岡崎市伊賀町四丁目五六一六

高田 徹

三

広島県大竹市御園一丁目三一七一一〇五

高田 征洋

鳥取県知事 平 林 鴻

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十一月十九日 鳥取県指令受都計第二百八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字天神東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市立町四丁目二八〇

未霞 卓

鳥取県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県告示第五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 七一五一一 永楽富安線

三 事業施行期間

昭和五十六年二月十三日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十一月二十一日 鳥取県指令受都計第三百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市觀音寺字樋ノ口（第二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和五十八年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

一日時 昭和五十八年一月二十八日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二三〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- 1 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程の制定について
- 2 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について
- 3 鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程の一部改正について
- 4 昭和五十七年度明るい選挙推進鳥取県婦人集会について

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和五十八年一月二十六日（水）午後三時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 教育委員長職務代行者の選任について
- 2 その他

教育委員会告示